

「青森県空き缶等散乱防止条例施行規則の一部改正（案）」についての意見募集結果について

県が実施しました「青森県空き缶等散乱防止条例施行規則の一部改正（案）」についての意見募集に対し、多数の意見をいただき、誠に、ありがとうございました。

いただいた意見の概要とそれに対する県の考え方は下記のとおりです。

記

1 意見募集期間

令和3年6月3日（木曜日）から令和3年7月2日（金曜日）まで

2 募集方法

県のホームページ（<https://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/seisaku/iken.html>）に一部改正案の概要等を掲載したほか、県環境政策課、県政情報センター、県の各合同庁舎地域住民情報コーナーに備え付けました。

意見提出は、郵送、電子メール、FAXのいずれかの方法によることとし、提出言語は日本語としました。

3 提出された意見

1人の方から6件の意見をいただきました。その反映状況は次のとおりです。

文章修正等	記述済み	実施段階検討	反映困難	その他	合計
0件	0件	0件	0件	6件	6件

「文章修正等」・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。

「記述済み」・・・既に記述済みのもの。

「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。

「反映困難」・・・反映が困難なもの。

「その他」・・・質問や感想。施策の体系外への意見。

意見の内容とそれに対する県の考え方及び意見を考慮した結果決定した案は、別紙のとおりです。

担当	青森県環境生活部環境政策課
電子メール	kankyo@pref.aomori.lg.jp
電話	017-734-9249
FAX	017-734-8065

提出された意見の内容とそれに対する県の考え方

	提出された意見	県の考え方
1	本案にはおおむね賛成です。	—
2	新旧対照表 P.2 の権現崎空き缶等散乱防止重点地区旧表には記載がありますが、新表には記載がないため、対象地区を外すという理解でしょうか。	御理解のとおり、重点地区の指定を解除します。 (その他)
3	対象区域の拡大に伴い、青森県空き缶等散乱防止条例第 13 条に基づく該当区域の環境美化推進員の新規委嘱・増員をお願いします。	今回の改正は、新規の指定はなく、重点区域の変更及び指定の解除のみとなります。 環境美化推進員に関する御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 (その他)
4	同条例第 14 条に基づく該当区域の自主的な清掃活動に対する補助や表彰をお願いします。	今後の施策の参考とさせていただきます。 (その他)
5	同条例第 20 条に基づく罰則の適用に伴う関係職員の増員、派遣費用の予算の増加を提案します。	今後の施策の参考とさせていただきます。 (その他)
6	条例の実効性拡大に必要な、3～5 の意見に係る費用を賄う環境保護税や関係区域の有償化、使用料・利用料の徴収を提案します。	今後の施策の参考とさせていただきます。 (その他)